

平成 26 年 3 月 15 日

# 行政書士 <sup>すずき</sup> 鱸 弥生の情報発信

## NO.23 交通事故 鞭打ちと治療費打ち切り

ずいぶんと暖かくなり、やっと春が来ましたね。  
4 月からの消費税アップに備えて、いろいろ買っていますか？  
我が家も、保存がきくものを中心に買っています。



今日は、信号待ちで車を停車中、突如後ろから追突され、頸椎捻挫（むち打ち）を負ってしまったという場合に、過失のない被害者が泣き寝入りしてしまう典型的なケースをみていきたいと思います。

### 事故直後は病院へ

むち打ちは、事故時は何ともなくても後からいろいろな症状が出てくるのがよくあります。そのため、事故当日あるいは次の日に必ず整形外科を受診します。（整骨院ではありません）日数が経過してからの受診の場合、事故と傷害との因果関係が認められず、賠償金が支払われないケースもあります。仕事が忙しかったなどの理由は一切通用しません。



整形外科



### 治療費は任意保険会社が支払ってくれる

加害者から事故の連絡を受けた保険会社は、その後被害者に会いに来ます。ほとんどの場合、治療費は保険会社が病院に支払ってくれるので、被害者が直接病院へ支払うことはありません。これは任意一括制度というものなのですが、本来は被害者が治療費を病院へ支払い、後に自賠責保険に請求するものを、任意保険会社が立て替えてくれるという、被害者にとっては一見、とても有難い制度なのです。

### むち打ちは 3 カ月で治る？

事故から 3 か月ほど経過した頃に、保険会社から電話がかかってくる人が多いです。内容は、事故から 3 か月が経過しましたので、今月末で治療費は打ち切りますというものです。保険会社がその主張をする理由は、最高裁判所が、むち打ちは適切な治療を施せば長くても 2～3 か月以内に通常の生活に戻ることができると判断したことです。（昭和 63. 4. 21）

交通事故は、事故毎に個別に判断されなければならないものですが、この判例以後、保険会社はそれを決まり文句のように主張するようになりました。

### 異議と唱えると弁護士が登場

まだまだ治療が必要だと思っている被害者が異議を唱えたと、保険会社は顧問弁護士を代理人としてたててきます。こうなると被害者は弁護士と話し合わなければなりません。正直、何を言っても太刀打ちできません。それに対抗するには、被害者も弁護士をたてる必要がありますが、着手金だけでも20～30万円はかかります。

### 示談成立後でないでないと慰謝料がもらえない

先に述べた任意一括制度では、慰謝料などは示談が成立しないと支払ってもらえません。1円のお金ももらっていないのに、治療費を自己負担し、そのうえ、弁護士費用を用意することは、一般的には難しいでしょう。弁護士から威圧的な態度をとられ、経済的にも苦しい状況に耐えかねて示談してしまうケースがとても多いです。過失なしの被害者が辛い目に遭い、加害者は元通りの生活をしているという何とも理不尽な結果になってしまうのです。

**Pick Up 1** エンディングノートをご購入された方向け

#### ①Smiling Ending Note®の書き方セミナー in 芦屋

日時：3月24日（月） 13：30～15：30

場所：芦屋市民活動センター リードあしや A会議室

費用：無料 8名様

#### ②Smiling Ending Note®の書き方セミナー in 大阪

日時：4月1日（火） 13：30～15：30

場所：梅田生涯学習センター 4会議室

費用：無料 15名様

詳細はHPでご確認くださいね。



#### ◆行政書士9年 主婦19年 情報発信の行政書士◆

鱸（すずき）行政書士事務所  
行政書士 鱸 弥生

〒659-0068 芦屋市業平町1-17-203 (JR芦屋徒歩1分)

TEL 0797- 55- 6203 FAX 0797- 55- 6204

Web <http://suzuki-gyousei-office.com>

E-mail [info@suzuki-gyousei-office.com](mailto:info@suzuki-gyousei-office.com)

離婚、相続、贈与、遺言、内容証明  
契約書全般、不動産（業務提携）、  
その他何でもお気軽にご相談ください。

情報発信 NO.1 遺言ツアー NO.2 裁判員制度 NO.3 後見制度 NO.4 離婚公正証書 NO.5 介護トラブル NO.6 遺言書  
NO.7 地震保険 NO.8 著作権 NO.9 年金制度 NO.10 尊厳死宣言公正証書 NO.11 クーリングオフ NO.12 認知症  
NO.13 少額ミニ保険 NO.14 検察審査会 NO.15 6次産業化で地域活性 NO.16 日銀の役割 NO.17 内容証明郵便  
NO.18 高齢者ホーム NO.19 自転車事故 NO.20 養子縁組 NO.21 改正動物愛護管理法 NO.22 生前贈与と名義預金